

沖縄県が発注する公共工事や業務委託等に参加される事業者の皆様へ ～平成 30 年 4 月 1 日に「沖縄県の契約に関する条例」が施行されました～

この条例は、県が提供する公共サービスの質の確保・向上並びに地域経済の活性化及び雇用機会の創出に向け、基本理念や関係者の責務等を明らかにして、契約制度のより適切な運用を図ろうとするものです。

県が発注する公共工事、業務委託、物品調達等に参加される際には、この条例の趣旨をご理解いただき、事業者等の責務の遵守や県契約に関する施策の推進について、ご理解くださるようお願いいたします。

基本理念

基本理念とは、条例の目的を実現するための基本的な考え方で、以下の3つです。
条例では、「県契約はこれらが図られるよう締結され、履行されなければならない」としています。

- 契約締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されること
- 事業者等の適正な利益が確保されること
- 労働環境の整備が促進されること

条例の対象

県が事業者と締結する売買、貸借（リース）、請負、委託、保管、運送等の契約*
県と契約を締結し、または締結しようとする事業者及びその下請負人

* 規則で定めるものを除く

対象となる契約の例

- ◆ 機械、車両、消耗品等の物品購入
- ◆ パソコンやコピー機等のリース
- ◆ 建設工事、印刷等の請負
- ◆ 建設工事に係る業務委託
- ◆ 清掃、警備等の業務委託
- ◆ 通信、運搬等の役務の提供

県の責務

県は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策を策定し、実施します。
平成 31 年 3 月に、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針「沖縄県の契約に関する取組方針」を公表しました。

事業者等の責務

事業者や下請負人は、県契約の履行に携わる者としての社会的な責任を有していることを認識し、法令の遵守や県契約を適正に履行する義務があります。
また、県が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

沖縄県の契約に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、県契約に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県契約に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県の取組方針）

第6条 知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県契約の締結に当たって取り組むべき事項
- (2) 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

【お問い合わせ先】

<入札契約に関する内容について>

発注している県の各部局等へお問い合わせ下さい。

<条例の内容について>

沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

TEL:098-866-2366 FAX:098-866-2355

詳しくは、沖縄県のホームページをご覧ください。

沖縄県の契約に関する条例

検索

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>